

古賀市市民活動団体が行う市民活動に伴うボランティア活動証明書の発行に関する内規
(令和2年改訂版)

1 目的

古賀市市民活動団体の登録に関する要綱に規定する登録団体が行う活動に伴うボランティア活動に対し、一定の条件を満たした場合、以下に定める手続きによって、ボランティア活動証明書（以下、「証明書」という。）を発行します。

2 証明できる活動

- (1) つながりひろばを通じて行ったボランティア活動全般
登録団体から募集があったボランティア活動
その他、つながりひろばがこれに準ずると判断した活動
- (2) つながりひろばをサポートする活動

3 申請できる条件

以下の2つの条件を全て満たす場合に申請できます。

- (1) 対象となる活動の活動開始日以前にボランティア活動申込済であり、かつ活動参加後であること。
- (2) 活動日から3年以内であること。

4 証明内容

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 記載する項目は、活動1件につき、活動名、活動地域・場所、活動年月日、活動内容とします。
- (3) 古賀市長名で、市長印をもって証明します。

5 申請の手続き

(1) 申請まで

証明書の発行を希望する場合は、Eメール、LINE、FAX、窓口来所のいずれかの方法でつながりひろばに連絡してください。

その際には、氏名、住所、連絡先、活動名、活動日、申請理由、提出先をお知らせください。

ただし、学生等（小学生、中学生、高校生、大学生（含短大生、大学院生）、高専生、専修・専門学校生、各種学校生）については、ボランティア活動申込をもって活動証明申請としますので手続きは不要です。

(2) 発行まで

発行は、活動日から1週間程度を要します。証明書の用意ができましたら申請者にお知らせします。

(3) 発行

お知らせが来ましたら、つながりひろばに「証明書」を取りに来てください。その際、本人確認ができる書類の提示をお願いしますので、必ずご持参ください。

6 発行にかかる費用

発行費用は無料です。